

食品等の放射性物質検査 Q&A

白井市市民環境経済部産業振興課

《検査の実施について》

〔Q〕なぜ、検査を実施することになったのですか？

〔A〕白井市民が口にする食品における安全・安心の確保のために、実施することになりました。

〔Q〕何という機器を使用するのですか？

〔A〕NaI(Tl)シンチレーションスペクトロメータです。

〔Q〕測定は有料ですか？

〔A〕測定は無料です。ただし、検査結果の郵送を希望される場合は、住所、氏名を記入し、82円分の切手を貼付した封筒を検体持込日に持参ください。

〔Q〕検査はどこで行うのですか？

〔A〕白井市役所内、放射線検査室にて行います。

《対象者について》

〔Q〕市外の方は測定を受けられないのですか？

〔A〕白井市民及び市内事業者の方が対象です。ただし、販売目的の食品の検査は受付いたしません。

《検査対象品目について》

〔Q〕食品であれば何でも可能ですか？

〔A〕市内で消費する食品や水などが対象です。ただし、検査目的が「消費者の食品等の安全・安心の確保」のため、土壌や尿などは対象外です。検体は、原則500グラム以上をご用意いただきます。なお、飲料物は1リットル以上をご用意ください。

〔Q〕お店で購入した食品は検査の対象ですか？

〔A〕対象となりますが、購入店舗、購入日時等の詳細を申請書に記載していただきます。

〔Q〕母乳は一度に採取できないのですが、どうしたらよいですか？

〔A〕母乳は、少しずつ容器にためて冷蔵庫で保管するなどして、なるべく500グラム以上になるようお持ちください。少量の場合、厳密な測定結果が得られないこともありますが、一定の目安にはなりますので、少量の場合はこの旨をご理解いただいた上でお持ち込みください。

〔Q〕機械は基準値に適應しているのですか？

〔A〕厚生労働省により4月から施行された基準値においては、一般食品100、牛乳・乳児用食品50、飲料水10（それぞれ単位は $\mu\text{Ci}/\text{kg}$ ）となっております。今回使用する機器は、350ミリリットルの容器を用いて検体を15分間測定した場合、放射性セシウム-134と放射性セシウム-137の合計値が1キログラムあたり23

ベクレルで測定することが可能です。

〔Q〕 冷凍食品は検査できますか？

〔A〕 冷凍食品も検査は可能ですが、解凍してお持ちください。アイス・氷菓などは保管中に溶け出す可能性がありますので、この点をご理解いただいた上でお持ち込みください。

《予約受付について》

〔Q〕 予約はどのように行えばいいですか？

〔A〕 電話もしくは窓口で予約をお願いします。

〔Q〕 FAXやメールでの予約はできませんか？

〔A〕 できません。ご連絡いただいた順に検査日を予約受付し、事前に注意事項をご説明させていただきますので、窓口または電話の予約受付のみとさせていただきます。

〔Q〕 1回につき、何種類の検体を予約できますか？

〔A〕 1人につき、1回2検体です。複数の検体の検査を希望される場合は、既に申し込んだ検体の検査が終了するまで、次回以降の予約はできません。より多くの市民の皆様に測定を受けていただくため、この旨ご了承ください。

〔Q〕 予約の申込みは代理でも可能ですか？

〔A〕 ご本人様またはご家族等の方による予約をお願いします。

〔Q〕 予約に必要なものは何ですか？

〔A〕 予約時には特に必要なものはありませんが、検査日、検体の種類、氏名、住所、連絡先をお聞きします。

〔Q〕 予約した日を変更できますか？

〔A〕 希望される日が空いていれば可能です。

《申請書について》

〔Q〕 申請書はどこにありますか？

〔A〕 申請書は白井市役所産業振興課窓口にあるほか、白井市ホームページからダウンロードが可能です。

〔Q〕 申請書にはすべて記入しなければなりませんか？

〔A〕 原則すべてご記入ください。採取・購入場所が未定の場合等については、わかる範囲でご記入ください。

《検査について》

〔Q〕 予約時や検査時に、身分証明書は必要ですか？

〔A〕 身分証明書の提示は原則求めませんが、申請書には住所・連絡先等を記入していただきます。

〔Q〕 検体の量は500グラム以上とありますが、上限はありますか。

〔A〕 測定は専用の容器に詰め込んで行います。容器に隙間なく詰め込み、より正確に測定を行うため、500グラム以上お持ちください。

なお、測定では、可食部（例：貝の場合は「身」のみ）を測定しますので、可食部が500グラム以上になるようご用意ください。なお、飲料物は1リットルご用意ください。

〔Q〕 いつ検体を持ち込めばよいですか？

〔A〕 検査日の当日（閉庁日の場合はその前の開庁日）の午前8時30分から午前11時までに産業振興課までお持ちください。

〔Q〕 持ち込みは代理人でも可能ですか？

〔A〕 原則、申込みされたご本人またはご家族にお願いいたします。

〔Q〕 泥つき野菜をそのまま持ち込んでもよいですか？

〔A〕 測定する食品は、自宅等で洗浄、みじん切り（細かく刻む）又はつぶす等の下処理を行い、ビニール袋等に入れてお持ちください。飲料物・水は、よく洗浄したボトルやペットボトルなどに入れて持参ください。当日、検査場所でこれらの作業は行えませんがご注意ください。

〔Q〕 持ち込んだ検体は返却されますか？

〔A〕 持ち込んだ検体は市で処分を行いますが、返却することも可能です。返却を希望される場合は、検査日の翌開庁日に窓口でお渡しいたします。なお、検査の都合上、常温での保存となりますのでご了承ください。

《検査結果について》

〔Q〕 結果はどのように教えてもらえるのですか？

〔A〕 検査翌開庁日に文書を郵送または窓口でお渡しいたします。なお、郵送を希望される際は、検体持ち込み時に、住所・氏名を記入し82円分の切手を貼付した封筒もお持ちください。

〔Q〕 検出限界とはなんですか？

〔A〕 検出限界とは分析科学用語で、「その物質を検出したと言える最小の値」です。この値よりも低い場合、検体内でのその物質の存在の有無が機器で判別できないため、「不検出」という表記になります。

〔Q〕 結果は公表されますか？

〔A〕 期間ごとに集計し、個人情報を除いて測定結果をまとめてホームページで原則公表します。ただし、検出限界未満の場合は、すべて「不検出」との表記になります。